平成２４年（フ）第３号
佐賀市鍋島５丁目５番４―506号、商業登記簿上の本店所在地佐賀市鍋島５丁目７番13号
債務者　鍋芝テクノシステム有限会社
代表者代表取締役　浦本　慎一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２２号
埼玉県入間市大字寺竹748番地４
債務者　有限会社Ｔ―ＴＯＰガレージ
代表者取締役　古川　義明
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０３号
新潟県三条市塚野目３丁目３番48―５号　みどり荘３号棟
債務者　五十嵐寛子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４８０号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣738番地５
債務者　鈴木しげ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１０号
北海道旭川市末広２条３丁目１番９号　第２東荘
債務者　吉田　道子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５号
函館市白鳥町13番24号
債務者　松尾　博己
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
函館市富岡町２丁目36番18号
債務者　小林　　圭
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
函館市大手町12番５―601号
債務者　北崎　幸則
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
岩手県一関市千厩町奥玉字松原186番地
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２０６７号
埼玉県川口市宮町10番38号　スカイハイツ長島223号、旧住所埼玉県川口市飯塚１丁目18番22号
債務者　福永　智子（旧姓坂牛・飯岡）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５４号
さいたま市桜区栄和２丁目13番６号　伊藤ハイム105号
債務者　清水　和彦
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
新潟県長岡市**蓬**潟３丁目５番10号
債務者　高林　美子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１４４４号
名古屋市西区中小田井５丁目209番地　クレールＯＴＡＩ３Ｆ号
債務者　岡　　竜次
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２４号
愛知県津島市藤里町２丁目34番地　ヴィラ藤里Ｉ―Ｂ棟102号
債務者　立松　芳江
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２５号
愛知県津島市藤里町２丁目34番地　ヴィラ藤里Ｉ―Ｂ棟102号
債務者　立松　英男
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
愛知県岡崎市井田町字１丁目264番地１　キャッスル井田Ａ―101
債務者　池田　博志
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係